

行動指針

1.自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す

1-1 生物多様性や自然の恵み(生態系サービス)の重要性を認識し、経営の基本に反映させる。

1-2 生物多様性に配慮するよう、経営者はビジョンを確立し、リーダーシップを發揮する。

2.生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する

2-1 事業計画の立案等にあたっては、関係する国内外の生態系、地域社会に及ぼす影響などに配慮する。

2-2 遺伝資源の利用にあたっては、提供者と利用者がともに利益を享受できるよう努める。

3.生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

3-1 自らの事業活動による生物多様性への影響の把握・分析、及び事業の進め方の改善に努める。

3-2 実質的に生物多様性保全に資する事業活動に努め、生物多様性の経済的評価に基づく取引やオフセット等の利用は慎重に行う。

3-3 自らの事業活動に関わらない生物多様性問題についても、社会貢献活動として取り組む。

4.資源循環型経営を推進する

4-1 自らの事業活動はもとより、商品・サービスのライフサイクルにも着目した省資源、省エネルギー、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を、継続的に推進する。

5.生物多様性に学ぶ産業、暮らし、文化の創造を目指す

5-1 自然の摂理と伝統に学ぶ技術開発を推進し、生活文化のイノベーションを促す。

5-2 生物多様性保全に寄与する技術の開発、普及に努める。

5-3 既に自然の恵みが損なわれている地域において事業活動を行う場合には、生物多様性の回復を促すよう努める。

6.国内外の関係組織との連携、協力に努める

6-1 NGO、教育・研究機関、地方自治体等とのコミュニケーションの拡充、連携・協力に努める。

6-2 生物多様性への取組みに関する情報の適切な発信、及び共有を図る。

7.生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

7-1 従業員に対する自然環境教育を、地域社会、NGO等と連携して積極的に実施する。

7-2 社会全体の生物多様性を育む意識の向上に努める。

※本行動指針は、「宣言」を受けて、的確な行動をとるための手引書として作成したものであり、宣言の内容をより具体化した以下の各項目について、解説や例示を加えた手引きとあわせて発表する。なお、行動にあたっては、各企業が独自の経営資源を活用し、創意工夫を凝らすことが望ましく、企業の行動基準を定めたものではない。

用語解説

生物多様性条約

【条約の目的】(生物多様性条約第1条参照)

- ① 地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること。
- ② 生物多様性の構成要素を持続可能であるように利用すること。
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ公平に配分すること。

【締約国】190カ国と欧州共同体(2009年2月現在)。日本は1993年締結。米国は未締結。

【締約国会議】2年に1回程度の頻度で開催されている。

- ・「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という、いわゆる2010年目標が採択(第6回国会議、2002年ハーグ／オランダ)
- ・民間部門の参画を促す決議(第8回国会議、2006年クリチバ／ブラジル)
- ・2010年10月には第10回国会議が愛知県名古屋市において開催予定。2010年目標の達成状況の評価、2010年以降の目標設定、遺伝資源の利用・配分、企業の取り組みのあり方等に関する議論が行われる見込み。

生物多様性

多種多様な生物がかかわりあいながら存在していること。生物多様性条約では、次の3つのレベルで捉えられている。

- ① 種内の多様性：同じ種であっても、生息環境により形質等に違いがあること。
- ② 種間の多様性：さまざまな種の生物がいること。
- ③ 生態系の多様性：複数の生物がかかわりあうシステム(生態系)は、地域環境に応じて多様であること。

生態系サービス

人類が生態系から得られる恵みのこと。2005年の国連の「ミレニアム生態系評価」報告書(Millennium Ecosystem Assessment; MA)では、生態系サービスを以下のように分類して説明している。

- ・供給サービス：生態系から得られる素材や製品(食料、淡水、木材、繊維等)。
- ・調節サービス：生態系が自然のプロセスを制御することから得られる恵み(気候調節、疾病予防、水土保全、天災緩和等)。
- ・文化的サービス：生態系から得られる非物質的な恵み(景観、審美観等)。
- ・基盤サービス：他のサービスを維持するための自然の循環プロセス(栄養塩循環、光合成、水循環等)。

生物多様性の危機

「ミレニアム生態系評価」には、過去50年間の生態系減少の速度と規模は人類史上最大であり、その結果、生態系サービスの質も劣化していることが指摘されている。また、生態系サービスと生物多様性に変化をもたらしている主な人為的影響として、生息・生育場所の変化、侵略的外来生物、資源の過剰利用、汚染、および気候変動の5つが挙げられている。

遺伝資源

現実の、または潜在的価値を有する遺伝素材(遺伝の機能的単位を有する、植物、動物、微生物、その他の生物に由来する素材(遺伝子、ゲノムなど))をいう。(生物多様性条約第2条参照)

生物多様性に関する 日本経団連の 主要な取り組み

【国内外の動き】

1991

【日本経団連の取り組み】

「経団連地球環境憲章」制定

生物多様性条約(CBD)採択

1992

「自然保護基金」「自然保護協議会」設立

環境基本法成立

1993

NGOの自然保護活動へ基金から支援開始
『生物の多様性保全戦略～地球の豊かな生命を未来につなげる行動指針』邦訳協力

CBD第1回締約国会議(COP1)

1994

生物多様性国家戦略

1995



IUCN(国際自然保護連合)に加盟

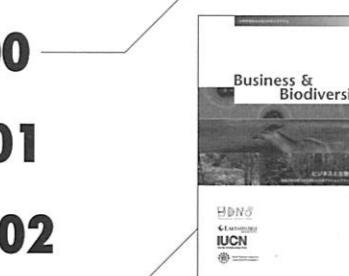
1996

『企業のための生物多様性入門』
邦訳・出版

1997

基金を「公益信託」化、支援金額累計10億円

1998



新・生物多様性国家戦略
2010年目標採択(COP6)

1999

「日本経団連自然保護宣言」制定
『ビジネスと生物多様性』を
NGOと協働し邦訳・出版

2000



基金からの支援金額累計20億円

2001



15周年記念誌『BEYOND THE BORDER』発刊

2002



「日本経団連自然保護宣言」制定
『ビジネスと生物多様性』を
NGOと協働し邦訳・出版

2003



基金からの支援金額累計20億円

2004



15周年記念誌『BEYOND THE BORDER』発刊

2005



「生物多様性ワーキンググループ」設置
「生物多様性条約第9回国会議」参画
「生物多様性に関する企業活動アンケート」実施
『環境CSR宣言 企業とNGO』
出版

2006



「生物多様性ワーキンググループ」設置
「生物多様性条約第9回国会議」参画
「生物多様性に関する企業活動アンケート」実施
『環境CSR宣言 企業とNGO』
出版

2007



「生物多様性ワーキンググループ」設置
「生物多様性条約第9回国会議」参画
「生物多様性に関する企業活動アンケート」実施
『環境CSR宣言 企業とNGO』
出版

2008



「生物多様性ワーキンググループ」設置
「生物多様性条約第9回国会議」参画
「生物多様性に関する企業活動アンケート」実施
『環境CSR宣言 企業とNGO』
出版

2009



「生物多様性ワーキンググループ」設置
「生物多様性条約第9回国会議」参画
「生物多様性に関する企業活動アンケート」実施
『環境CSR宣言 企業とNGO』
出版

2010



「生物多様性ワーキンググループ」設置
「生物多様性条約第9回国会議」参画
「生物多様性に関する企業活動アンケート」実施
『環境CSR宣言 企業とNGO』
出版